茨城県報　第2675号

平成27年３月19日

木　曜　日

目　　次

規　　則

ページ

◉茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（県民センター総室）……2
◉茨城県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……2

（教　育　委　員　会）

◉地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……3

（公　安　委　員　会）

◉茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……14
◉交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則……15

（人　事　委　員　会）

◉職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……16
◉管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……17

告　　示

◉指定代理納付者の指定（税務課）……18
◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関及び施術機関の指定，廃止及び辞退（福祉指導課）　18
◉大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）……20
◉大規模小売店舗の変更の届出（２件）（中小企業課）……22
◉大規模小売店舗の廃止の届出（３件）（中小企業課）……24
◉道路の区域の変更（３件）（道路維持課）……26
◉道路の供用の開始（10件）（道路維持課）……27
◉茨城県河川愛護奨励金交付要項の一部改正（河川課）……30
◉公有水面埋立の竣功の認可（港湾課）……31
◉事業計画の変更の認可（15件）（下水道課）……32
◉土地改良区役員の就退任（２件）（農林事務所）……39
◉土地改良事業の工事の完了（農林事務所）……41

（公　安　委　員　会）

◉茨城県道路交通法施行細則の規定に基づく医師の指定……42

（選挙管理委員会）

◉選挙管理委員会第３回定例会の招集……42

公　告

◉公共測量の終了（用地課）……43
◉開発行為の工事完了（建築指導課）……43

訓　令

（教育委員会）

◉茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……43

規　則

茨城県規則第10号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年茨城県規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表５の項中「第２条の表５の項(86)」を「第２条の表５の項(88)」に改め，同表10の項各号並びに同表12の項第１号及び第６号中「坂東市」の次に「，かすみがうら市」を加え，同表14の項を削る。

付　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。ただし，第２条の表５の項の改正規定は同年７月１日から，同表10の項各号の改正規定並びに同表12の項第１号及び第６号の改正規定は同年10月１日から施行する。

茨城県規則第11号

茨城県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

茨城県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

茨城県宅地建物取引業法施行細則（平成６年茨城県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「宅地建物取引主任者資格登録通知書」を「宅地建物取引士資格登録通知書」に改め，同条第２項中「宅地建物取引主任者資格登録拒否通知書」を「宅地建物取引士資格登録拒否通知書」に改める。

第９条中「宅地建物取引主任者資格登録変更通知書」を「宅地建物取引士資格登録変更通知書」に改める。

第10条中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に改める。

第11条中「宅地建物取引主任者資格登録消除通知書」を「宅地建物取引士資格登録消除通知書」に改める。

第12条の見出しを「（宅地建物取引士証の返還請求）」に改め，同条中「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に，「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に改める。

第14条第１項中「第５条の３第４項」を「第５条の３第３項」に改め，同条第２項中「並びに第２条及び第３条」を削る。

様式第２号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

様式第３号中「宅地建物取引主任者資格登録通知書」を「宅地建物取引士資格登録通知書」に改める。

様式第４号中「宅地建物取引主任者資格登録拒否通知書」を「宅地建物取引士資格登録拒否通知書」に，「宅地建物取引主任者資格の」を「宅地建物取引士資格の」に改める。

様式第５号中「宅地建物取引主任者資格登録変更通知書」を「宅地建物取引士資格登録変更通知書」に改める。

様式第６号中「宅地建物取引主任者資格登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に，「宅地建物取引主任者の」を「宅地建物取引士の」に改める。

様式第７号中「宅地建物取引主任者資格登録消除通知書」を「宅地建物取引士資格登録消除通知書」に改める。

様式第８号中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に，「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に，「取引主任者登録番号」を「宅地建物取引士登録番号」に，「取引主任者登録年月日」を「宅地建物取引士登録年月日」に，「取引主任者証交付年月日」を「宅地建物取引士証交付年月日」に，「取引主任者証交付番号」を「宅地建物取引士証交付番号」に，「取引主任者証提出年月日」を「宅地建物取引士証提出年月日」に改める。

様式第９号中「免許まっ消年月日」を「免許抹消年月日」に改める。

付　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

（教　育　委　員　会）

茨城県教育委員会規則第１号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成27年３月19日

茨城県教育委員会委員長　関　　正　樹

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（茨城県立高等学校進学学力検査規則の一部改正）

第１条　茨城県立高等学校進学学力検査規則（昭和32年茨城県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「茨城県教育庁教育次長」を「茨城県教育庁学校教育部長」に改める。

（茨城県教育委員会公印規則の一部改正）

第２条　茨城県教育委員会公印規則（昭和36年茨城県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「茨城県教育庁総務課長」を「茨城県教育庁総務企画部総務課長」に改める。

第３条中「，茨城県教育委員会委員長印」を削る。

第10条第２項中「２部」を削る。

別表第１茨城県教育委員会委員長印の項を削り，同表中

「

茨城県教育庁教育次長印	総務課長
茨城県教育庁課長印	当該課長

」を

「

茨城県教育庁部長印	総務課長
茨城県教育庁課長（教育政策室長を含む。以下同じ。）印	当該課長

」に改める。

別表第２中第２号を削り，第３号を第２号とし，同号の次に次の１号を加える。

⑶　茨城県教育庁部長印

茨城県教
育庁○○
部　長　印

24ミリメートル平方

別表第２中第４号を次のように改める。

⑷　茨城県教育庁課長印

茨城県教
育庁○○
課　長　印

21ミリメートル平方

注　「課長」の文字は，
　　教育政策室長の場合に
　　あつては「室長」と置
　　き換えること。

別表第２中第５号を削り，第６号を第５号とし，第７号から第16号までを１号ずつ繰り上げる。

（茨城県教職員保健管理規則の一部改正）

第３条　茨城県教職員保健管理規則（昭和36年茨城県教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第16条中「教育庁保健体育課」を「教育庁学校教育部保健体育課」に，「行なう」を「行う」に改める。

（茨城県教育委員会公告式規則の一部改正）

第４条　茨城県教育委員会公告式規則（昭和36年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第14条第２項」を「第15条第２項」に，「第26条第１項」を「第25条第１項」に，「以下「教育長」を「第３条及び第４条において「教育長」に改める。

第２条第２項中「委員長」を「教育長」に改める。

第３条（見出しを含む。）中「教育委員会」の次に「又は教育長」を加える。

第４条を削り，第５条を第４条とする。

（茨城県教育委員会褒賞等に関する規則の一部改正）

第５条　茨城県教育委員会褒賞等に関する規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２章　ほう賞」を「第２章　褒賞」に，「第15条」を「第14条」に，「県教育委員会以外の者の行なうほう賞の推薦」を「県教育委員会以外のものの行う褒賞の推薦」に，「第16条」を「第15条」に，「第17条」を「第16条」に改める。

第４条第１項の表茨城県教育庁の本庁の課室若しくは教育事務所又はその職員の項中「課室」を「課」に改め，同表その他の個人又は団体等の項中「当該所管課室長」を「当該所管課長」に改める。

第５条を次のように改める。

（被表彰者の決定）

第５条　被表彰者は，前条の推薦により県教育委員会が決定する。ただし，特別の事情があるときは，前条の推薦によらないで決定することができる。

2　前項の決定は，別に定める褒賞審査委員会の選考を経て行うものとする。

第14条（見出しを含む。）中「教育長」を「茨城県教育委員会教育長」に改める。

（茨城県教科用図書選定審議会運営規則の一部改正）

第６条　茨城県教科用図書選定審議会運営規則（昭和39年茨城県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第８条中「県教育庁義務教育課」を「県教育庁学校教育部義務教育課」に，「行なう」を「行う」に改める。

（茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正）

第７条　茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和31年法律第162号」の次に「。次条第４号において「法」という。」を加え，「第26条第１項」を「第25条第１項」に改める。

第２条第４号を次のように改める。

⑷　法第11条第７項の規定による教育長の営利企業等の従事の許可

第２条中第16号を削り，第17号を第16号とし，第18号から第28号までを１号ずつ繰り上げる。

第３条中「あつて」を「あって」に，「ことがある」を「ことができる」に改める。

第４条を次のように改める。

（教育長の報告等）

第４条　教育長は，第２条の規定により委任された事務のうち，重要又は異例に属すると認めるものについて，その管理及び執行の状況を教育委員会に随時報告しなければならない。

2　教育委員会は，第２条の規定により教育長に委任した事務について，必要があるときは，報告を徴し，又は指示することができる。

（茨城県立中央青年の家管理規則の一部改正）

第８条　茨城県立中央青年の家管理規則（昭和44年茨城県教育委員会規則第12号）を次のように改正する。

様式第４号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県教育庁組織規則の一部改正）

第９条　茨城県教育庁組織規則（昭和46年茨城県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「課及び室」を「部及び課」に改め，同条第１項を次のように改める。

本庁に，次の表の左欄に掲げる部を置き，当該部に，それぞれ同表右欄に掲げる課を置く。

部	課
総務企画部	総務課 財務課 生涯学習課 福利厚生課 文化課
学校教育部	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課

第５条第２項中「課に，」の次に「それぞれ同表」を加え，同項の表中

「

保健体育課	スポーツ推進室
文化課	全国高等学校総合文化祭推進室

」を

「

保健体育課	スポーツ推進室 健康教育推進室

」に改める。

第６条（見出しを含む。）中「課及び室」を「部及び課」に改める。

第７条を次のように改める。

（幹事課）

第７条　第５条第１項の表各部の欄中，第１順位の課を，当該各部の幹事課とする。

２　幹事課は，前条に規定する当該課の分掌事務のほか，その属する部に関し，次の各号に掲げる事務を処理する。

⑴　部の行政運営の管理に関すること。

⑵　部の庶務に関すること。

⑶　部内各課等の連絡に関すること。

⑷　部内他課等の所管に属しないこと。

第９条中「ときは，」の次に「部内にあつては部長が，部相互間及びその他にあつては」を加える。

第10条を次のように改める。

（部長）

第10条　部に部長を置く。

２　部長は，部の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

３　前項に定めるもののほか，総務企画部長は，教育庁の事務を総括整理する。

第13条第１項中「前３条」を「第10条，第11条及び前条」に改め，同項の表参事の項中「課外」を「部及び部外」に改め，同表副参事の項及び技佐の項中「課外」を「部及び部外」に改め，「及び室」を削り，同表主査の項及び副主査の項中「及び室」を「（課内室を含む。）」に改め，同表付の項中「教育庁」を「部及び部外」に改め，「及び室」を削り，同条第２項の表教育企画監の項中「教育庁」を「部外」に改め，同表主任企画員の項及び企画員の項中「教育庁」を「部外」に改め，「（室）」を削る。

第13条の次に次の１条を加える。

（教育政策室長等）

第13条の２　第10条，第11条及び前２条に定めるもののほか，教育に係る重要政策及び重要事業についての企画及び調整並びに総合教育会議に関する事務その他特に命じられた事務を処理するため，部外に教育政策室長，主任教育政策員及び教育政策員を置く。

２　教育政策室長は，上司の命を受け，前項の事務を掌理し，主任教育政策員等を指揮監督する。

３　主任教育政策員は，上司の命を受け，教育政策員の行う事務を整理し，教育政策室長を補佐する。

４　教育政策員は，上司の命を受け，第１項の事務を処理する。

第14条中「第10条から前条まで」を「第10条，第11条及び前３条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１　本庁の部及び課の分掌事務（第６条）

総務企画部

総務課

１　教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。

2　教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。

3　職員の定数に関すること。

4　職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関すること。

5　市町村立学校及び県立学校の教職員（以下「教職員」という。）の給与に関すること。

6　職員及び教職員の児童手当に関すること。

7　職員及び教職員の子ども手当に関すること。

8　職員に係る損害賠償に関すること。

9　職員の研修に関すること。

10　行政考査に関すること。

11　事務の改善合理化に関すること。

12　教育委員会の会議に関すること。

13　秘書事務に関すること。

14　儀式，表彰及び褒賞に関すること。

15　陳情等に関すること。

16　教育調査統計に関すること。

17　教育に係る広報及び広聴に関すること。

18　県域テレビ放送による教育情報放送の企画及び総合調整に関すること。

19　教育行政に関する相談に関すること。

20　教育行政に係る地方分権の推進に関すること。

21　市町村教育委員会等に関する指導及び助言に関すること。

22　市町村教育行政の広域化に関すること。

23　公告式に関すること。

24　公印に関すること。

25　文書の管理に関すること。

26　教育委員会規則等の審査に関すること。

27　法令の解釈その他法制に関すること。

28　訴訟事務処理の調整に関すること。

29　教育に関する法人及び公益信託に関すること（芸術文化の振興を目的とする法人及び公益信託にあつては，学校教育に関するものに限る。）。

30　職員団体に関すること。

31　庁内取締りに関すること。

32　教育事務所に関すること。

33　県立専門学校に関すること。

34　公益財団法人茨城県教育財団に関すること（他課の所管に属する事業の委託等に関することを除く。）。

35　庁内の連絡調整に関すること。

（人権教育室）

36　人権教育に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

財務課

1　県立学校及び市町村立学校の施設設備に関すること。

2　県立学校に係る公有財産の取得，管理及び処分に関すること。

3　教育委員会所掌の予算決算に係る調査及び連絡に関すること。

4　県立学校及び市町村立小中学校に係る予算の執行に関すること。

5　県立学校の就学奨励費に関すること。

生涯学習課

1　生涯学習の企画，調整及び推進に関すること。

2　青少年教育，成人教育その他の社会教育に関すること（保健体育課の所管に係るものを除く。）。

3　社会教育を行う者に対する指導及び助言に関すること。

4　公民館，図書館その他社会教育施設に関すること。

5　視聴覚教育に関すること。

6　教育の日に関すること。

7　社会教育関係団体に関すること。

8　県立図書館，県水戸生涯学習センター，県県北生涯学習センター，県鹿行生涯学習センター，県県南生涯学習センター，県県西生涯学習センター，県立中央青年の家，県立白浜少年自然の家，県立さしま少年自然の家及び県女性プラザに関すること。

福利厚生課

1　職員及び教職員の福利及び厚生に関すること。

2　職員の保健に関すること。

3　職員，教職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害補償に関すること。

4　職員及び教職員の恩給・退職年金等に関すること。

5　公立学校共済組合に関すること。

6　一般財団法人茨城県教職員互助会に関すること。

文化課

1　芸術文化に関すること（学校教育に関するものに限る。）。

2　文化財に関すること。

3　銃砲刀剣類の登録に関すること。

4　博物館に関すること。

5　県近代美術館に関すること。

6　県陶芸美術館に関すること。

7　県立歴史館に関すること。

8　県自然博物館に関すること。

学校教育部

義務教育課

1　市町村立学校（高等学校を除く。以下この項において同じ。）教職員の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。

2　市町村立学校教職員の定数に関すること。

3　市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

4　市町村立学校の管理の指導及び助言に関すること。

5　市町村立学校の適正配置に関すること。

6　市町村立学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。

7　市町村立学校教職員に係る損害賠償に関すること。

8　市町村立学校教職員に係る争訟事務に関すること。

9　市町村立学校に係る教育課程，学習指導その他学校教育に関すること（特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除く。）。

10　市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。

11　市町村立学校教職員の現職教育に関すること。

12　教科書その他教材に関すること。

13　市町村立学校の就学奨励費及び市町村立小中学校の就学援助費に関すること。

14　市町村立学校に係る教育研究団体に関すること。

15　市町村立小中学校教職員の職員団体に関すること。

高校教育課

1　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員（以下「県立高等学校教職員等」という。）の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。

2　県立高等学校教職員等の定数に関すること。

3　県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

4　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関すること。

5　県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関すること。

6　県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関すること。

7　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程，学習指導その他学校教育に関すること（保健体育課の所管に係るものを除く。）。

8　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。

9　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関すること。

10　県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。

11　教科書その他教材に関すること（義務教育課の所管に係るものを除く。）。

12　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。

13　県教育研修センターに関すること。

14　教育情報ネットワークに関すること。

15　県奨学資金に関すること。

16　県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。

17　市町村立高等学校に関すること。

18　豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。

（高校教育改革推進室）

19　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の適正配置に関すること。

20　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。

21　県立中学校，県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜及び通学区域に関すること。

特別支援教育課

1　県立特別支援学校教職員（事務職員，技術職員，学校栄養職員及び技能労務職員を除く。以下この項において同じ。）の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。

2　県立特別支援学校教職員の定数に関すること。

3　県立特別支援学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。

4　県立特別支援学校の管理及び運営に関すること。

5　県立特別支援学校の適正配置に関すること。

6　県立特別支援学校の設置，廃止，名称変更等に関すること。

7　県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関すること。

8　県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関すること。

9　県立特別支援学校教職員の職員団体に関すること。

10　県立特別支援学校の教育課程，学習指導その他学校教育に関すること（保健体育課の所管に係るものを除く。）。

11　障害児の就学に関すること。

12　教職員に対する特別支援教育の指導及び助言に関すること。

13　教育職員免許法認定講習に関すること。

14　教職員（私立学校を含む。）の免許に関すること。

15　その他特別支援教育に関すること。

保健体育課

1　教職員に対する学校体育の指導及び助言に関すること。

2　学校体育に係る関係団体に関すること。

3　堀原運動公園，東町運動公園及び笠松運動公園の管理に関すること。

4　県立里美野外活動センターに関すること。

5　県営ライフル射撃場に関すること。

6　公益財団法人茨城県体育協会に関すること。

7　その他学校体育に関すること。

（スポーツ推進室）

8　競技力の向上に関すること。

9　スポーツ関係団体との連絡及び調整に関すること。

10　スポーツ推進審議会に関すること。

11　その他スポーツに関すること（学校体育に関することを除く。）。

（健康教育推進室）

12　教職員に対する学校保健，学校安全及び学校給食の指導並びに助言に関すること。

13　県立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

14　学校保健，学校安全及び学校給食に係る関係団体に関すること。

15　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

16　その他学校保健，学校安全及び学校給食に関すること。

（茨城県社会教育委員会議運営規則の一部改正）

第10条　茨城県社会教育委員会議運営規則（昭和46年茨城県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第９条中「教育庁生涯学習課」を「教育庁総務企画部生涯学習課」に，「行なう」を「行う」に改める。

（茨城県立里美野外活動センター管理規則の一部改正）

第11条　茨城県立里美野外活動センター管理規則（昭和47年茨城県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に，「財産状況」を「財務状況」に改める。

様式第４号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県教育支援委員会規則の一部改正）

第12条　茨城県教育支援委員会規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第８条中「茨城県教育庁特別支援教育課」を「茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課」に改める。

（茨城県教育委員会会議規則の一部改正）

第13条　茨城県教育委員会会議規則（昭和51年茨城県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第15条」を「第16条」に改める。

第２条から第４条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第３章を削る。

第４章中第７条を第５条とする。

第８条中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第６条とする。

第９条中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第７条とする。

第10条中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第８条とする。

第11条第２項中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第９条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条の見出し中「事務局職員」を「事務局職員等」に改め，同条に次の１項を加える。

２　教育委員会は，必要があると認めるときは，議事に関係ある者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

第14条を第11条とする。

第15条第２項第１号中「事項」の次に「（臨時会にあつては，会議の目的を含む。）」を加え，同項第２号中「出席」を「出席者」に改め，同項第３号中「者」を「関係者の氏名並びに事務局職員」に改め，同条第３項中「委員長」を「教育長及び教育長が指名した委員」に改め，同条に次の１項を加える。

４　教育長は，前項の署名の後，教育長が適当と認める方法により，会議録を公表するものとする。

第15条を第12条とする。

第４章を第３章とする。

第５章中第16条を第13条とする。

第17条中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第14条とする。

第18条第３号中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第15条とする。

第19条第４号中「挙動」を「行為」に改め，同号を同条第５号とし，第３号の次に次の１号を加える。

⑷　写真，ビデオ等を撮影し，又は録音等をすること（報道関係者等が教育長の許可を受けた場合を除く。）。

第19条を第16条とする。

第20条中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第17条とする。

第21条（見出しを含む。）中「委員長」を「教育長」に改め，同条を第18条とする。

第５章を第４章とする。

第22条中「委員長」を「教育長」に改め，第６章中同条を第19条とする。

第６章を第５章とする。

（茨城県立少年自然の家管理規則の一部改正）

第14条　茨城県立少年自然の家管理規則（昭和53年茨城県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第４号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県立歴史館管理規則の一部改正）

第15条　茨城県立歴史館管理規則（昭和56年茨城県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第４号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県高等学校審議会規則の一部改正）

第16条　茨城県高等学校審議会規則（昭和62年茨城県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「教育庁高校教育課」を「教育庁学校教育部高校教育課」に改める。

（茨城県教育委員会の管掌に係る恩給給与細則の一部改正）

第17条　茨城県教育委員会の管掌に係る恩給給与細則（平成元年茨城県教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中「茨城県教育庁福利厚生課」を「茨城県教育庁総務企画部福利厚生課」に改める。

（茨城県水戸生涯学習センター管理規則の一部改正）

第18条　茨城県水戸生涯学習センター管理規則（平成５年茨城県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄附行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第６号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県県西生涯学習センター管理規則の一部改正）

第19条　茨城県県西生涯学習センター管理規則（平成６年茨城県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第６号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正）

第20条　茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則（平成９年茨城県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第６号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県県南生涯学習センター管理規則の一部改正）

第21条　茨城県県南生涯学習センター管理規則（平成９年茨城県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第６号中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県情報公開条例施行規則の一部改正）

第22条　茨城県情報公開条例施行規則（平成12年茨城県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第１号から様式第12号までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第23条　茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年茨城県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第２号から様式第26号までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

（茨城県県北生涯学習センター管理規則の一部改正）

第24条　茨城県県北生涯学習センター管理規則（平成17年茨城県教育委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第５号中「委員長」を「教育長」に改め，「，寄付行為」を削り，「これら」を「これ」に改める。

様式第６号中「委員長」を「教育長」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この規則は，平成27年４月１日から施行する。

（茨城県教育委員会公印規則の一部改正に伴う経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の場合においては，第２条の規定による改正前の茨城県教育委員会公印規則第３条，別表第１茨城県教育委員会委員長印の項及び別表第２第２号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置）

3　改正法附則第２条第１項の場合においては，第４条の規定による改正後の茨城県教育委員会公告式規則の規定は適用せず，第４条の規定による改正前の茨城県教育委員会公告式規則の規定は，なおその効力を有する。この場合において，第４条の規定による改正前の茨城県教育委員会公告式規則第１条中「第14条第２項」とあるのは「第15条第２項」と，「第26条第１項」とあるのは「第25条第１項」と読み替えるものとする。

（茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴う経過措置）

4　改正法附則第２条第１項の場合においては，第７条の規定による改正後の茨城県教育委員会事務委任規則第２条第４号及び第４条の規定は適用せず，第７条の規定による改正前の茨城県教育委員会事務委任規則第２条第４号及び第４条の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県立中央青年の家管理規則の一部改正に伴う経過措置）

5　改正法附則第２条第１項の場合においては，第８条の規定による改正後の茨城県立中央青年の家管理規則様式第４号及び様式第５号の規定は適用せず，第８条の規定による改正前の茨城県立中央青年の家管理規則様式第４号及び様式第５号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県立里美野外活動センター管理規則の一部改正に伴う経過措置）

6　改正法附則第２条第１項の場合においては，第11条の規定による改正後の茨城県立里美野外活動センター管理規則様式第３号及び様式第４号の規定は適用せず，第11条の規定による改正前の茨城県立里美野外活動センター管理規則様式第３号及び様式第４号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置）

7　改正法附則第２条第１項の場合においては，第13条の規定による改正後の茨城県教育委員会会議規則の規定は適用せず，第13条の規定による改正前の茨城県教育委員会会議規則の規定は，なおその効力を有する。この場合において，第13条の規定による改正前の茨城県教育委員会会議規則第１条中「第15条」とあるのは，「第16条」と読み替えるものとする。

（茨城県立少年自然の家管理規則の一部改正に伴う経過措置）

8　改正法附則第２条第１項の場合においては，第14条の規定による改正後の茨城県立少年自然の家管理規則様式第４号及び様式第５号の規定は適用せず，第14条の規定による改正前の茨城県立少年自然の家管理規則様式第４号及び様式第５号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県立歴史館管理規則の一部改正に伴う経過措置）

9　改正法附則第２条第１項の場合においては，第15条の規定による改正後の茨城県立歴史館管理規則様式第１号及び様式第４号の規定は適用せず，第15条の規定による改正前の茨城県立歴史館管理規則様式第１号及び様式第４号

の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県水戸生涯学習センター管理規則の一部改正に伴う経過措置）

10　改正法附則第２条第１項の場合においては，第18条の規定による改正後の茨城県水戸生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は適用せず，第18条の規定による改正前の茨城県水戸生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県県西生涯学習センター管理規則の一部改正に伴う経過措置）

11　改正法附則第２条第１項の場合においては，第19条の規定による改正後の茨城県県西生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は適用せず，第19条の規定による改正前の茨城県県西生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正に伴う経過措置）

12　改正法附則第２条第１項の場合においては，第20条の規定による改正後の茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は適用せず，第20条の規定による改正前の茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県県南生涯学習センター管理規則の一部改正に伴う経過措置）

13　改正法附則第２条第１項の場合においては，第21条の規定による改正後の茨城県県南生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は適用せず，第21条の規定による改正前の茨城県県南生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は，なおその効力を有する。

（茨城県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

14　改正法附則第２条第１項の場合においては，第22条の規定による改正後の茨城県情報公開条例施行規則様式第１号から様式第12号までの規定は適用せず，第22条の規定による改正前の茨城県情報公開条例施行規則様式第１号から様式第12号までの規定は，なおその効力を有する。

（茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

15　改正法附則第２条第１項の場合においては，第23条の規定による改正後の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則様式第２号から様式第26号までの規定は適用せず，第23条の規定による改正前の茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則様式第２号から様式第26号までの規定は，なおその効力を有する。

（茨城県県北生涯学習センター管理規則の一部改正に伴う経過措置）

16　改正法附則第２条第１項の場合においては，第24条の規定による改正後の茨城県県北生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は適用せず，第24条の規定による改正前の茨城県県北生涯学習センター管理規則様式第５号及び様式第６号の規定は，なおその効力を有する。

（公　安　委　員　会）

茨城県公安委員会規則第４号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年３月19日

茨城県公安委員会委員長　　諸　　岡　　信　　裕

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第３一般国道50号の項中「及び筑西市栗島地先」を「、筑西市栗島地先」に改め、「筑西市中舘地先まで」の次に「及び筑西市飯島字聖天1175番１地先から筑西市栗島字岡637番１地先まで」を加え、同表一般国道355号の項中

「及び行方市麻生103番３地先」を「、行方市麻生103番３地先」に改め、「小美玉市田木谷227番地先まで」の次に「及び潮来市永山373番１地先から行方市麻生103番１地先まで」を加え、同表一般国道468号の項中「及び稲敷市沼田字しいが前2464番地先」を「、稲敷市沼田字しいが前2464番地先」に改め、「稲敷郡河内町十三軒戸字立野番先（千葉県との境界）まで」の次に「及び猿島郡五霞町大字幸主字一番割698番22地先（埼玉県との境界）から猿島郡境町大字西泉田字上野原1240番９地先まで」を加え、同表県道常陸那珂港山方線の項中「及びひたちなか市阿字ケ浦字千駄切552番11地先」を「、ひたちなか市阿字ケ浦字千駄切552番11地先」に改め、「ひたちなか市阿字ケ浦字千駄切552番11地先まで」の次に「及びひたちなか市阿字ケ浦千駄切552番２地先から那珂郡東海村大字照沼字渚768番49地先まで」を加え、同表つくば市道１－６号線の項の次に次のように加える。

つくば市道１－5005号線	つくば市上大島1904番１地先からつくば市上大島1581番地先まで

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

茨城県公安委員会規則第５号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年３月19日

茨城県公安委員会委員長　諸　岡　信　裕

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成21年茨城県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１水戸の部内原地区交番の項を削り、同部石川町交番の項の次に次のように加える。

内原交番	水戸市内原一丁目	水戸市赤尾関町、木葉下町、有賀町、牛伏町、内原一丁目、内原二丁目、内原町、大足町、小原町、加倉井町、黒磯町、鯉淵町、小林町、五平町、下野町、杉崎町、高田町、田島町、筑地町、中原町、開江町、全隈町、三野輪町、三湯町、谷津町

別表第１笠間の部岩間地区交番の項を削り、同部城里地区交番の項の次に次のように加える。

岩間交番	笠間市下郷	笠間市安居、泉、泉市野谷入会地、市野谷、押辺、上郷、下郷、土師、福島、吉岡

別表第１土浦の部中「荒川沖地区交番」を「荒川沖交番」に、「神立地区交番」を「神立交番」に改め、同表つくば中央の部茎崎地区交番の項を削り、同部赤塚交番の項の次に次のように加える。

茎崎交番	つくば市小茎	つくば市あしび野、天宝喜、池の台、池向、稲荷川、稲荷原、梅ケ丘、大井、大舟戸、小茎、上岩崎、九万坪、茎崎、駒込、小山、桜が丘、下岩崎、自由ケ丘、庄兵衛新田、城山、菅間、高崎、高見原一丁目から高見原五丁目まで、泊崎、中山、西大井、西の沢、八崎、樋の沢、富士見台、房内、宝陽台、細見、牧園、松の里、明神、森の里、六斗、若栗、若葉

別表第１筑西の部中「明野地区交番」を「明野交番」に改め、同表桜川の部中「岩瀬地区交番」を「岩瀬交番」に改め、同表古河の部三和地区交番の項を削り、同部駒羽根交番の項の次に次のように加える。

三和交番	古河市仁連	古河市江口、大和田、尾崎、恩名、上片田、上和田、北間中橋、北山田、駒込、五部、下片田、新和田、長左エ門新田、西間中橋、仁連、東間中橋、東諸川、東山田、南間中橋、諸川、谷貝、山田

別表第１境の部岩井地区交番の項中「、神田山（鹿野、東原及び保組）」を削る。

別表第２大宮の部小瀬駐在所の項中「常陸大宮市小瀬沢、小玉、上小瀬、国長、下小瀬、那賀」を「常陸大宮市入本郷、大岩、小瀬沢、小玉、上小瀬、国長、小舟、下小瀬、千田、那賀、松之草、油河内、吉丸」に改め、同部高部駐在所の項中「常陸大宮市小田野」の次に「、上檜沢、下檜沢」を、「鷲子」の次に「、氷之沢」を加え、同部檜沢駐在所の項及び八里駐在所の項を削り、同表太田の部町田駐在所の項及び松平駐在所の項を削り、同部下宮河内駐在所の項の次に次のように加える。

水府駐在所	常陸太田市国安町	常陸太田市河内西町、国安町、天下野町（１区及び２区）、棚谷町、東連地町、中染町、西染町、東染町、町田町、松平町、和久町、和田町

別表第２行方の部小高駐在所の項、蔵川駐在所の項、行方駐在所の項及び矢幡駐在所の項を削り、同部新宮駐在所の項の次に次のように加える。

麻生駐在所	行方市南	行方市井貝、於下、小高、五町田、島並、行方、橋門、船子、南
麻生東駐在所	行方市蔵川	行方市青沼、天掛、石神、板峰、宇崎、岡、蔵川、小牧、籠田、白浜、四鹿、新宮、杉平、根小屋、矢幡

別表第２竜ケ崎の部源清田駐在所の項中「河内町源清田、古河林、猿島、手栗、生板（内野）、羽子騎、平三郎、宮渕」を「河内町源清田、幸谷、古河林、小林町歩、猿島、角崎町歩、大徳鍋子新田、手栗、羽子騎、平三郎、生板、生板鍋子新田、宮渕、竜ケ崎町歩」に改め、同部生板駐在所の項を削り、同表境の部猫実駐在所の項中「（鹿野、東原及び保組を除く。）」を削り、同部小福田駐在所の項中「釈迦」の次に「、原宿台一丁目から原宿台四丁目まで、冬木」を加え、同部元栗橋駐在所の項中「、原宿台一丁目から原宿台四丁目まで、冬木」を削る。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

（人　事　委　員　会）

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年３月19日

茨城県人事委員会委員長　　江　　橋　　湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第１号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第１条　職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第34　4　警察本部長の項中

「

(1)　本部の部長 (2)　組織犯罪対策統括官 (3)　警察学校長 (4)　水戸，日立及び土浦の警察署の署長	２種
(5)　本部の参事官 (6)　本部の参事 (7)　ひたちなか西，鹿嶋，石岡，つくば中央，古河及び取手の警察署の署長	３種

を

」

「

(1)　本部の部長 (2)　組織犯罪対策統括官 (3)　警察学校長 (4)　水戸，日立及び土浦の警察署の署長 (5)　本部の参事官 (6)　本部の参事	２種
(7)　ひたちなか西，鹿嶋，石岡，つくば中央，古河及び取手の警察署の署長	３種

に

」

改める。

第２条　職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第34　３　教育委員会の項中「教育次長（教育長の事務を総括整理することを命じられている者に限る。）」を「総務企画部長」に，「教育次長（(1)に掲げる教育次長を除く。）」を「学校教育部長」に，

「（10）　教育企画監」を

「（10）　教育企画監
（10の２）　教育政策室長」　に

改め，同表　４　警察本部長の項中

「（2）　組織犯罪対策統括官」　を

「（2）　人身安全対策統括官
（２の２）　組織犯罪対策統括官」　に，

「ひたちなか西」を「ひたちなか」に改め，「，人身安全対策室長」を削り，「航空隊長」の次に「，捜査支援室長，ニセ電話詐欺対策室長」を加える。

付　則

この規則中第１条の規定は平成27年３月23日から，第２条の規定は同年４月１日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年３月19日

茨城県人事委員会委員長　江　橋　湖三郎

茨城県人事委員会規則第２号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育庁本庁の項中「教育長，教育次長」を「部長」に改め，「教育企画監」の次に「，教育政策室長」を加え，「全国高等学校総合文化祭推進室長」を「健康教育推進室長」に改める。

付　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

告　　示

茨城県告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２第６項の規定に基づき，次のとおり指定代理納付者を指定したので，告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　指定代理納付者の名称

ヤフー株式会社

２　指定代理納付者の主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂九丁目７番１号

３　指定代理納付者に納付させる歳入の種類

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第３条第１項第９号に規定する自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）

４　指定の期間

平成27年４月１日から平成30年３月31日まで

５　指定年月日

平成27年３月10日

茨城県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による医療機関及び施術機関について，次のとおり指定し，及び廃止，辞退の届出があったので，生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

医療機関コード 名　　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2013100 しみず整形外科リハビリクリニック	つくば市天宝喜728－１	内科，リウマチ科，整形外科，リハビリテーション科	清水　顕	平成27年 １月１日	指定

医療機関コード 名　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0133914 50号バイパス歯科診療所	水戸市見川町字市毛山2372－1	歯科，小児歯科，歯科口腔外科，矯正歯科	医療法人社団楽生会	平成27年 1月1日	指定
1711381 滝沢医院	取手市宮和田1049－5	内科，小児科，耳鼻咽喉科	瀧澤　恵子	平成27年 1月1日	指定
2013118 つくばけやき眼科	つくば市小野崎字千駄苅278－1　ＬＡＬＡガーデンつくば１Ｆ	眼科	宮本　竜之	平成27年 1月1日	指定
2610459 小宅内科医院	那珂市菅谷4370－2	内科，小児科	小宅　達也	平成27年 1月1日	指定
3410388 岩佐医院	久慈郡大子町大子1828－7	内科，産婦人科，小児科	岩佐　秀一	平成26年 12月22日	指定
0231890 谷川歯科医院	日立市千石町２－７－５	歯科，小児歯科，歯科口腔外科，矯正歯科	谷川　直美	平成27年 1月1日	指定
0830923 野上歯科医院	龍ケ崎市馴馬町596	歯科，歯科口腔外科	野上　俊雄	平成27年 1月1日	指定
2032205 つくばシティアビル歯科	つくば市吾妻２－８－８　つくばシティアビル301	歯科，小児歯科	伊澤　武志	平成27年 1月1日	指定
3030182 たいよう行方歯科診療所	行方市四鹿1265	歯科，小児歯科，歯科口腔外科	山下　聡美	平成27年 1月1日	指定
2042400 コスモファーマ薬局茎崎店	つくば市天宝喜730－1	調剤薬局	株式会社コスモファーマ東京	平成27年 1月1日	指定
2141343 すまいる薬局ひたちなか店	ひたちなか市馬渡2997－15	調剤薬局	株式会社イングス	平成27年 1月1日	指定
0143648 うちはら薬局	水戸市内原１－928－４	調剤薬局	有限会社ユアズ	平成27年 2月1日	指定
0241939 株式会社くすりのマルト調剤薬局金沢店	日立市金沢町３－343	調剤薬局	株式会社くすりのマルト	平成27年 2月1日	指定
4340711 さくら薬局境西南店	猿島郡境町大字長井戸字殿山1646－52	調剤薬局	クラフト株式会社	平成27年 2月1日	指定
3190096 医療法人渡辺会訪問看護ステーション大洗	東茨城郡大洗町大貫町915	訪問看護	医療法人渡辺会	平成26年 11月4日	指定
0190230 訪問看護ステーションくるみ館	水戸市河和田町3335－1	訪問看護	社会福祉法人北養会	平成26年 12月1日	指定
0290097 訪問看護リハビリステーションいつもえがお	日立市弁天町２－11－６　征矢マンション102号室	訪問看護	有限会社エム・エス	平成26年 12月26日	指定
0390129 ウララ訪問看護リハビリステーション	土浦市田中３－２－33	訪問看護	ＥＧＡＯ株式会社	平成27年 1月1日	指定
1126 飯田整骨院（飯田　将士）	坂東市岩井4746－2	柔道整復	飯田　将士	平成26年 12月25日	指定
393 治療院Ｐｕｒａｃａｒｅ（市村　春樹）	つくば市東２－２－１　シャトー東102	鍼灸	市村　春樹	平成27年 3月3日	指定

医療機関コード 名　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
394 訪問治療院さぼてん（曽根　渉）	つくばみらい市紫峰ヶ丘５－８－３　エクレールＤ202	鍼灸	曽根　渉	平成27年 ３月３日	指定
1127 せんば接骨院見和院（神永　輝彦）	水戸市見和２－246－１	柔道整復	神永　輝彦	平成27年 ３月３日	指定
1128 田島整骨院（田島　孝之）	古河市関戸725	柔道整復	田島　孝之	平成27年 １月１日	指定
1129 さくら整体整骨院（福谷栄治）	水戸市桜川２－１－21	柔道整復	福谷　栄治	平成27年 １月１日	指定
7130079 とびた歯科クリニック	桜川市富士見台２－108	歯科，小児歯科，矯正歯科，歯科口腔外科	飛田　秀樹	平成26年 12月31日	辞退
2610095 小宅内科医院	那珂市菅谷4370－２	内科，小児科	小宅　衛	平成26年 12月31日	廃止
3420171 岩佐医院	久慈郡大子町大子1828－７	産婦人科，内科	岩佐　一男	平成26年 12月21日	廃止
1710870 滝沢内科医院	取手市宮和田1049－５	内科，小児科	滝沢　義矩	平成26年 12月31日	廃止
0133260 モダンデンタル中庭	水戸市河和田２－１－７	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	中庭　敏博	平成26年 12月31日	廃止
0830147 野上歯科医院	龍ケ崎市馴馬町595－１	歯科，歯科口腔外科	野上　雄一	平成26年 12月31日	廃止
0230447 谷川歯科医院	日立市千石町２－７－５	歯科	谷川　康介	平成26年 12月31日	廃止
2012805 つくばけやき眼科	つくば市小野崎字千駄苅278－１ＬＡＬＡガーデンつくば１Ｆ	眼科	村上　博之	平成26年 12月31日	廃止
3030158 たいよう行方歯科診療所	行方市四鹿1265	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	医療法人社団楽生会	平成26年 12月31日	廃止
2330237 松崎歯科医院	潮来市永山777ショッピングセンタープラザララルー	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	松崎　泰世	平成27年 ２月１日	廃止
2031702 つくばシティアビル歯科医院	つくば市吾妻２－８－８　つくばシティアビル301号室	歯科・小児歯科	医療法人　公友会	平成26年 12月31日	廃止
2141277 すまいる薬局ひたちなか店	ひたちなか市馬渡2997－15	調剤薬局	株式会社クオン	平成26年 12月31日	廃止
1540388 さくら薬局北茨城店	北茨城市大津町北町3097	調剤薬局	クラフト（株）	平成26年 11月10日	廃止
214 田島整骨院	古河市関戸725	柔道整復	田島　進	平成26年 12月31日	廃止
998 さくら整体整骨院	水戸市桜川２－１－21	柔道整復	中村　誠	平成26年 12月31日	廃止

茨城県告示第248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について，同条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

株式会社ナフコ

代表取締役　深　町　勝　義

(2)　住所

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目６番10号

2　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ　北鹿嶋店

鹿嶋市和784－１

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住　　所	代表者氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目６番10号	深　町　勝　義

(3)　大規模小売店舗の新設をする日

平成27年11月７日

(4)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,626㎡

(5)　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数　179台

イ　駐輪場の収容台数　10台

ウ　荷さばき施設の面積　78㎡

エ　廃棄物等の保管施設の容量　18.6㎥

(6)　大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）　午前７時

（閉店時刻）　午後８時30分

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前６時30分～午後９時

ウ　駐車場の自動車の出入口の数

３箇所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後８時

3　届出年月日

平成27年３月６日

4　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第249号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　イオンモール株式会社
　代表取締役　吉　田　昭　夫
　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

⑵　株式会社アールブイランド
　代表取締役　阿　部　和　英
　常総市大塚戸町字篠山1600番１

⑶　有限会社イマジン
　代表取締役　本　間　　隆
　栃木県那須郡那須町大字湯本656番地２

⑷　株式会社ウエストウッド井原商会
　代表取締役　井　原　啓　之
　龍ケ崎市2738番地の１

⑸　株式会社ＥＬＦ
　代表取締役　長谷川　久　夫
　つくば市牧園２番地５　つくば合同ビル２Ｆ

⑹　株式会社カンセキ
　代表取締役　長谷川　静　夫
　栃木県宇都宮市西川田本町三丁目１番１号

⑺　株式会社テクノファクタ
　代表取締役　小　川　太　樹
　つくば市梅園二丁目11番１号　パティオ増山Ⅱ201号

⑻　株式会社ハートインターナショナルジャパン
　代表取締役　折　原　征　也
　神奈川県横浜市中区新山下三丁目６番11号

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地
　イオンモールつくば
　つくば市稲岡66－１　外

(2) 変更した事項

ア　大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前）代表取締役　岡　崎　双　一

（変更後）代表取締役　吉　田　昭　夫

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成27年２月１日

(4) 変更の理由

ア　人事異動による代表者交代

イ　代表者交代ならびに退店・入店店舗発生による変更

３　届出年月日

平成27年２月27日

４　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名（個人の場合は届出者氏名）

株式会社ベイシア

代表取締役　赤　石　好　弘

(2) 住所

群馬県前橋市亀里町900番地

２　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア古河総和店

古河市大堤字本田前682番地　外

(2) 変更しようとする事項

駐輪場の位置

(3) 変更の年月日

平成27年３月16日

(4) 変更の理由

運用の変更のため

3　届出年月日

平成27年２月27日

4　縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第251号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

株式会社とやのコーポレーション

代表取締役　南　学　正　幸

(2)　住所

東京都新宿区市谷本村町３番18号

2　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

フードオフ　ストッカー　龍ヶ崎寺後店

龍ケ崎市寺後3614－１

(2)　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,094㎡

(3)　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０㎡

(4)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成18年12月29日

(5)　変更する理由

店舗閉鎖のため

3　届出年月日

平成27年３月２日

茨城県告示第252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

土浦市長　中　川　　清

(2)　住所

土浦市下高津一丁目20番35号

2　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ウララビル

土浦市大和町１番

(2)　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

17,500㎡

(3)　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

42㎡

(4)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成26年３月１日

(5)　変更する理由

ウララマルシェ閉店のため

3　届出年月日

平成27年３月４日

茨城県告示第253号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について，同条第６項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　名称及び代表者氏名

久保田　真　人

(2)　住所

小美玉市小川1399

2　届出事項の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターサンプラザ

小美玉市中延132

(2)　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,406㎡

(3)　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０㎡

(4)　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成20年10月30日

(5)　変更する理由

店舗閉鎖のため

3　届出年月日

平成27年３月９日

茨城県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　一般国道

2　路　線　名　354号

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
		メートル	メートル	
行方市山田字塚下1145番８地先から 行方市山田字馬渡115番２地先まで	旧（A）	最大 19.4 最小 6.0	560	
行方市山田字塚下1145番８地先から 行方市山田字馬渡115番地先まで	旧（B）	最大 34.0 最小 14.0	501	
行方市山田字塚下1145番８地先から 行方市山田字馬渡115番地先まで	新（B）	最大 34.0 最小 14.0	501	旧道移管

茨城県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　茨城鹿島線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長	摘　要
		メートル	メートル	
鉾田市大和田1334番３地先から 鉾田市塔ヶ崎718番６地先まで	旧（A）	最大 27.5 最小 11.0	5,910	
鉾田市大和田1334番３地先から 鉾田市当間471番５地先まで	旧（B）	最大 15.5 最小 3.7	6,860	

鉾田市大和田1334番３地先から 鉾田市塔ヶ崎718番６地先まで	新（A）	最大 27.5 最小 11.0	5,910	旧道移管 区域除外
鉾田市鳥栖1859番３地先から 鉾田市当間471番５地先まで	新（B）	最大 15.5 最小 3.7	4,246	

茨城県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　道路の種類　一般国道

2　路線名　354号

3　道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
猿島郡境町大字蛇池字構ノ内620番２地先から 猿島郡境町大字蛇池字宮ノ西646番２地先まで	旧	メートル 最大 258.0 最小 45.9	メートル 244	
	新	最大 199.0 最小 45.9	244	区域追加 区域除外

茨城県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路線名　一般国道　349号

2　供用開始の区間　常陸太田市山下町1183番２地先から
常陸太田市山下町1049番６地先まで

3　供用開始の期日　平成27年３月25日

茨城県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路線名　県道　茨城鹿島線

2　供用開始の区間　鉾田市秋山672番２地先から
鉾田市飯名815番１地先まで

3　供用開始の期日　　平成27年３月25日

茨城県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　　一般国道　125号

2　供用開始の区間　　つくば市池田字鍛冶屋堀833番から

つくば市明石字北原616番３まで

3　供用開始の期日　　平成27年３月24日

茨城県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　　県道　つくば真岡線

2　供用開始の区間　　つくば市明石字堀ノ内357番４から

つくば市高野原新田字高野原18番48まで

3　供用開始の期日　　平成27年３月24日

茨城県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　　県道　東山田岩瀬線

2　供用開始の区間　　桜川市真壁町上谷貝字鹿島宮１番１地先から

桜川市真壁町上谷貝字館東1696番１地先まで

3　供用開始の期日　　平成27年３月23日

茨城県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　県道　東山田岩瀬線
2　供用開始の区間　桜川市真壁町下谷貝字蝉内1027番１地先から
桜川市真壁町下谷貝字蝉内1082番１地先まで
3　供用開始の期日　平成27年３月23日

茨城県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　県道　東山田岩瀬線
2　供用開始の区間　桜川市真壁町下谷貝字蝉内1076番１地先から
桜川市真壁町下谷貝字蝉内1085番１地先まで
3　供用開始の期日　平成27年３月23日

茨城県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　一般国道　354号
2　供用開始の区間　猿島郡境町大字猿山字東原割1211番２から
猿島郡境町大字蛇池字宮前399番７まで
3　供用開始の期日　平成27年３月29日

茨城県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　県道　結城野田線
2　供用開始の区間　古河市谷貝字谷貝橋２番３地先から
猿島郡境町大字猿山字東原割1211番20まで
3　供用開始の期日　平成27年３月25日

茨城県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成27年３月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　路　線　名　県道　幸手境線

2　供用開始の区間　猿島郡五霞町元栗橋2279番２から
猿島郡五霞町元栗橋2264番１まで

3　供用開始の期日　平成27年３月23日

茨城県告示第267号

茨城県河川愛護奨励金交付要項（昭和37年茨城県告示第663号）の一部を次のように改正する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

別表中

「

補助対象経費
・傷害保険料 ・燃料費 ・軍手代 ・ゴミ袋代 ・草刈鎌代 ・ほうき・熊手代 ・草刈機替刃代 ・写真代（実績報告書用に限る。） ・飲料代（水・茶に限る。） ・草刈機賃借料（業者レンタルに限る。）

」を

「

補助対象経費
・傷害保険料 ・燃料費 ・軍手，ゴム手袋代 ・ゴミ袋代， ・草刈鎌代 ・ほうき，熊手，トング，ちりとり代 ・草刈機替刃代 ・事務用品 （写真，切手，封筒等書類作成上の必要品に限る） ・飲料代 （アルコールを除く水・茶，ジュース類） ・草刈機賃借料（業者レンタルに限る。） ・乗用車草刈機賃借料（業者レンタルに限る。） ・運搬用トラック賃借料（業者レンタルに限る。）

」に改める

付則（平成26年告示第267号）

この告示は，平成27年４月１日から施行する。

茨城県告示第268号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により，茨城港常陸那珂港区内の公有水面埋立てについては，次のとおり竣功認可したので，同条第２項の規定により告示する。

平成27年３月19日

茨城港港湾管理者　茨城県

代表者　茨城県知事　橋　本　　昌

１　竣功認可年月日

平成27年３月10日

２　竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の氏名

所　在　地　　茨城県水戸市笠原町978番６

名　　称　　茨城県

代表者氏名　　茨城県知事　橋　本　　昌

３　埋立区域

⑴　位　置

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番59の地先公有水面

⑵　区　域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域。

①の地点　　茨城県那珂郡東海村大字照沼字堀米917番１の国土地理院照沼二等三角点（北緯36度26分16秒6113，東経140度35分22秒9592）から131度32分56秒　2,753.30メートルの地点

⑪の地点	①の地点から	180度00分00秒	337.28メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	270度00分00秒	334.60メートルの地点
⑨－９の地点	⑫の地点から	4度14分04秒	24.50メートルの地点
⑨－10の地点	⑨－９の地点から	357度03分25秒	124.55メートルの地点
⑨－11の地点	⑨－10の地点から	356度39分54秒	151.06メートルの地点
⑨－12の地点	⑨－11の地点から	14度02分16秒	18.43メートルの地点
⑩の地点	⑨－12の地点から	44度59分55秒	28.11メートルの地点

⑶　面　積

114,455.80平方メートル

４　許可の年月日

平成21年９月28日　港指令第３号

変更　平成23年４月15日　港指令第１号

変更　平成24年７月20日　港指令第２号

変更　平成26年７月15日　港指令第６号

５　関係図書を備え置く市町村

ひたちなか市

茨城県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

水戸市

２　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業　水戸市第１号公共下水道

３　事業施行期間　昭和29年10月１日から

平成34年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和32年建設省告示第1676号，昭和37年建設省告示第941号，昭和42年建設省告示第2535号，昭和46年茨城県告示第1021号，昭和48年茨城県告示第358号，昭和49年茨城県告示第1029号，昭和56年茨城県告示第479号，昭和57年茨城県告示第253号，昭和57年茨城県告示第255号，昭和61年茨城県告示第455号，平成元年茨城県告示第15号，平成元年茨城県告示第16号，平成３年茨城県告示第1385号，平成４年茨城県告示第388号，平成８年茨城県告示第1067号，平成13年茨城県告示第380号，平成14年茨城県告示第432号，平成14年茨城県告示第433号，及び平成21年茨城県告示第406号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

水戸市河和田町，河和田２丁目，見川４丁目，大塚町，堀町，渡里町，中丸町，の一部区域

茨城県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

水戸市

２　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業　水戸市第４号公共下水道

３　事業施行期間　平成２年３月５日から

平成34年３月31日まで

４　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

茨城県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

日立市

２　都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業日立市公共下水道

３　事業施行期間　昭和44年４月１日から

平成33年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

茨城県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

古河市

２　都市計画事業の種類及び名称

古河都市計画下水道事業磯部都市下水路

３　事業施行期間　昭和49年１月21日から

平成34年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

変更なし

茨城県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

下妻市

2　都市計画事業の種類及び名称

下妻都市計画下水道事業下妻市公共下水道

3　事業施行期間　平成５年７月12日から

平成33年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

なし

(2)　使用の部分

平成22年３月18日茨城県告示第286号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

下妻市大字小島字石堂，青楼，香取，向井，東鍵田，丸田，柿木，株木，鍵田，新堀，及び前島の各一部の区域

茨城県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

常総市

2　都市計画事業の種類及び名称

石下都市計画下水道事業石下町公共下水道

3　事業施行期間　平成７年２月13日から

平成33年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

茨城県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

笠間市

2　都市計画事業の種類及び名称

笠間都市計画下水道事業岩間公共下水道

3　事業施行期間　平成７年10月16日から

平成32年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

茨城県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

笠間市

2　都市計画事業の種類及び名称

笠間都市計画下水道事業　友部・笠間公共下水道

3　事業施行期間　平成２年８月９日から

平成32年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

昭和56年茨城県告示第352号，昭和57年茨城県告示第263号，昭和61年茨城県告示第347号，平成元年茨城県告示第132号，平成２年茨城県告示第1014号，平成５年茨城県告示第995号，平成７年茨城県告示第92号，平成８年茨城県告示第1069号，平成10年茨城県告示第751号，平成12年茨城県告示第909号及び平成18年茨城県告示第302号の事業地に，笠間市大字橋爪字比丘尼前の全部の区域並びに大字橋爪字薬師堂及び字十人町並びに大字平町字原の各一部の区域を加え，大字平町字古舘並びに大字旭町字旭崎，字旭平及び字西原において事業地を変更する。

茨城県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

筑西市

2　都市計画事業の種類及び名称

下館・結城都市計画下水道事業関城町公共下水道

3　事業施行期間　平成９年12月22日から

平成33年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

茨城県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

稲敷市

2　都市計画事業の種類及び名称

稲敷東部台都市計画下水道事業　江戸崎公共下水道

3　事業施行期間　平成11年４月20日から

平成34年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

茨城県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

つくばみらい市

2　都市計画事業の種類及び名称

つくばみらい都市計画下水道事業　つくばみらい市公共下水道

3　事業施行期間　平成５年９月29日から

平成34年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

平成５年11月22日茨城県告示第1307号，平成11年５月24日茨城県告示第544号，平成17年３月24日茨城県告示第385号及び平成21年９月28日茨城県告示第1225号の事業地に，つくばみらい市筒戸字諏訪，字馬場及び字沼の各一部並びに小張字前山及び字高波の各一部の区域を加える。

茨城県告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

茨城町

２　都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業　茨城町公共下水道

３　事業施行期間　平成７年１月30日から

平成34年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

平成７年茨城県告示第169号，平成13年茨城県告示第308号，平成14年茨城県告示第172号，平成16年茨城県告示第921号及び平成20年茨城県告示第407号の事業地に，茨城町大字長岡字巾木免の全部並びに大字長岡字中丸原，字新田及び字矢頭並びに大字前田字東原の各一部の区域を加える。

茨城県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

結城郡八千代町

２　都市計画事業の種類及び名称

八千代都市計画下水道事業八千代町公共下水道

３　事業施行期間　平成７年12月26日から

平成33年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

なし

⑵　使用の部分

平成８年茨城県告示第15号，平成11年茨城県告示第1002号，平成16年茨城県告示第1115号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

八千代町大字菅谷字柏久保の全部の区域並びに大字菅谷字伊勢山，伊勢山前，権現山，広町，香取西，香取東，高野，高野前，宿及び宿南の各一部の区域

茨城県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　施行者の名称

境　町

２　都市計画事業の種類及び名称

岩井・境都市計画下水道事業境町公共下水道

３　事業施行期間　平成３年２月７日から

平成31年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

平成３年２月７日茨城県告示第146号，平成９年10月９日茨城県告示第1069号，平成14年８月12日茨城県告示第963号及び平成20年３月24日茨城県告示第440号の事業地に，境町大字西泉田字庚申の全部並びに字庚申前，字香取西，字上野原，字庚申脇，字庚申塚，我鬼塚，字海道向ノ内及び字海道向の各一部並びに大字上小橋字長五郎分及び字作兵衛分の各一部並びに大字下小橋字田向及び字蝉野の各一部並びに大字染谷字宮東の一部並びに大字大歩字鍋谷田の全部並びに字宮内，字新道東，字新橋道南，字宮前，字宮西，字高峪道北，字原山，字高峪道南，字新道西，字下原，字重田ノ台，字苅豆，字久保，字袋内南，字新橋東，字久保南及び福原の各一部並びに大字内門字下新田福原，字下新田，字屋敷東，字屋敷西，字屋敷前及び字屋敷付の各一部の区域を加える

茨城県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　施行者の名称

取手地方広域下水道組合

2　都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業及びつくばみらい都市計画下水道事業

取手・藤代・伊奈公共下水道

3　事業施行期間　昭和56年３月12日から

平成32年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

昭和56年茨城県告示第348号，昭和60年茨城県告示第1443号，平成５年茨城県告示第842号，平成７年茨城県告示第376号，平成11年茨城県告示第406号及び平成13年茨城県告示第226号の事業地に取手市小文間字利根耕地の一部の区域を削除する。

(2)　使用の部分

昭和56年茨城県告示第348号，昭和60年茨城県告示第1443号，平成元年茨城県告示第165号，平成５年茨城県告示第842号，平成７年茨城県告示第376号，平成11年茨城県告示第406号，平成13年茨城県告示第226号，平成16年茨城県告示第129号，平成18年茨城県告示第259号，平成19年茨城県告示第421号及び平成23年第346号の事業地に取手市上高井字糠塚の一部の区域，下高井字永山，字田向，字見次の一部の区域，野々井字陣屋原，字中峠，字辻田，字出土，字孫田，字竹ノ代，字波中，字東坪，字鹿島下の一部の区域，米ノ井字次崎の一部の区域，戸頭字白籏，字後原，字神明の一部の区域，寺田字小山，字金原，字遠道，字遠道前の一部の区域，稲字後田，字向原，字古戸の一部の区域，西一丁目の一部の区域，青柳字谷通，字井戸田，字屋敷通，字囲碁田，字本泉寺裏，字樽場の一部の区域，井野字八反田，字井野，字前土井の一部の区域，桑原字桑原，字西田耕地，字三升蒔耕地の一部の区域，吉田字土位，字西割の一部の区域，長兵衛新田字堤外城根，字東篠山の一部の区域，小文間字谷耕地の一部の区域，清水字落付の一部の区域，双葉一丁目の一部の区域，双葉二丁目の一部の区域，平野字平野の一部の区域，藤代字箕輪前の一部の区域並びに，つくばみらい市板橋字上街道，字花田久保，字沼田，字大庭，字柿木台，字農協前，字林前，字新山の一部の区域，南太田字神倉道付，字広地，字東原，字当原，字新田，字大日，字前山付，字屋敷付，字大久保付の一部の区域，小張字東前，字水白松山耕地，字二ツ塚，字下宿の一部の区域，市野深字市野深，字新戸後，字中高田，字福田後の一部の区域，豊体字与右ェ門宅地脇，字下宿脇，字下宿，字豊体の一部の区域，福田字福田，字上道下，字屋敷の一部の区域，谷井田字北耕地，字南耕地，字前田，字北浦の一部の区域，山王新田字山王新田耕地，字沖，字沖耕地，字下耕地の一部の区域を加える。

茨城県告示第284号

行方市に事務所を置く麻生南部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成27年３月19日

茨城県鹿行農林事務所長　小　林　達　也

1　退任

職　名	氏　名	住　所
理　事	髙　﨑　勝　夫	行方市富田202番地１
〃	羽　生　幸　喜	〃　粗毛78番地

理　事	大久保　好　一	行方市富田221番地１
〃	奥　村　和　實	〃　〃 194番地
〃	大　盛　武　治	〃　麻生1227番地１
〃	柳　町　好　雄	〃　富田97番地１
〃	吉　﨑　佐兵衛	〃　〃 108番地１
〃	箕　輪　久　志	〃　麻生1278番地
〃	矢　畑　吉　市	〃　〃 ９番地４
監　事	羽　生　和　次	〃　〃 1268番地１
〃	橋　本　一　郎	〃　富田56番地

２　就任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	髙　﨑　勝　夫	行方市富田202番地１
〃	羽　生　和　次	〃　麻生1268番地１
〃	山　口　正三郎	〃　富田187番地
〃	大久保　好　一	〃　〃 221番地１
〃	小　澤　　清	〃　〃 91番地１
〃	深　澤　農夫男	〃　麻生170番地
〃	大　森　健　二	〃　〃 3323番地３
〃	山　本　龍　雄	〃　〃 1130番地１
監　事	橋　本　一　郎	〃　富田56番地
〃	出　沼　正　吉	〃　〃 287番地１

茨城県告示第285号

行方市麻生に事務所を置く麻生東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成27年３月19日

茨城県鹿行農林事務所長　小　林　達　也

１　退任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	横　山　忠　市	行方市青沼722番地
〃	小　峯　仁　一	〃　宇崎217番地
〃	瀬　尾　宗　平	〃　矢幡751番地
〃	土　子　市　作	〃　〃 601番地
〃	矢　幡　　靖	〃　〃 1352番地
〃	小　島　邦　男	〃　〃 1199番地
〃	山　野　一　郎	〃　石神1191番地
〃	下河邊　昭　博	〃　〃 564番地３
〃	堀　越　幸　栄	〃　〃 1515番地

理　事	手　賀　喜　雄	行方市根小屋408番地
〃	宮　内　喜久夫	〃　〃　542番地
〃	海老澤　武　美	〃　宇崎293番地
〃	今　泉　治　美	〃　〃　634番地
〃	箕　輪　十喜衛	〃　岡185番地
〃	中　川　治　美	〃　白浜232番地
〃	邉　田　光　雄	〃　〃　247番地
〃	髙　須　儀　一	〃　〃　343番地
〃	邉　田　和　行	〃　〃　317番地
監　事	小　峰　和　定	〃　宇崎795番地
〃	石　神　利　績	〃　矢幡476番地
〃	新　堀　洋　平	〃　石神1281番地１

２　就任

職　名	氏　　名	住　　所
理　事	横　山　忠　一	行方市青沼722番地
〃	小　峯　仁　一	〃　宇崎217番地
〃	瀬　尾　宗　平	〃　矢幡751番地
〃	岡　里　　茂	〃　〃　587番地
〃	矢　幡　　靖	〃　矢幡1352番地
〃	荒　野　健　次	〃　〃　39番地２
〃	山　野　一　郎	〃　石神1191番地
〃	門　井　敏　一	〃　石神637番地
〃	堀　越　幸　栄	〃　〃　1515番地
〃	手　賀　喜　雄	〃　根小屋408番地
〃	長　峰　伸　一	〃　〃　177番地
〃	海老澤　武　美	〃　宇崎293番地
〃	今　泉　治　美	〃　〃　634番地
〃	箕　輪　和　男	〃　岡524番地
〃	中　川　治　美	〃　〃232番地
〃	邉　田　光　雄	〃　〃247番地
〃	髙　須　儀　一	〃　白浜343番地
〃	邉　田　良　治	〃　白浜325番地
監　事	小　峰　和　定	〃　宇崎795番地
〃	石　神　利　績	〃　矢幡476番地
〃	新　堀　洋　平	〃　石神1281番地１

茨城県告示第286号

平成26年９月18日付け央農土指令第５号をもって認可のあった，常北土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型）作内地区については，平成27年２月16日に工事が完了した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）

第113条の２第１項の規定により届出があったので，同条第２項の規定により公告する。

平成27年３月19日

茨城県県央農林事務所長　西　溪　一　男

（公　安　委　員　会）

茨城県公安委員会告示第31号

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）第29条の２第１項の規定により医師の指定をしたので，第29条の３の規定により次のとおり告示する。

平成27年３月19日

茨城県公安委員会委員長　諸　岡　信　裕

氏　名	勤務する病院又は診療所の名称	所　在　地
岡田　正樹	日立梅ヶ丘病院	日立市大久保町2409－３
小松　洋治	日立製作所日立総合病院	日立市城南町２－１－１
渡邊　雅彦	筑波大学医学医療系	つくば市天王台１－１－１
大平　晃司	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台３－３－10
家坂　義人	総合病院土浦協同病院	土浦市真鍋新町11－７
高橋　秀夫	みなみ赤塚クリニック	水戸市河和田町4940
後藤　千秋	ごとうクリニック	筑西市岡芹2162
齋藤　武文	独立行政法人国立病院機構茨城東病院	那珂郡東海村照沼825
久松　建一	久松耳鼻咽喉科医院	土浦市中央２－４－21
森　修一	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台３－３－10
鈴木　善作	白十字総合病院	神栖市賀2148
塚田　篤郎	県南病院	土浦市中1087
中原　昇	協和中央病院	筑西市門井1676－１
荒川　重光	山本整形外科	水戸市千波町478－３

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第29号

平成27年第３回定例会を次のとおり招集する。

平成27年３月19日

茨城県選挙管理委員会委員長　大　津　晴　也

１　日　時

平成27年３月23日（月）午後４時

２　場　所

水戸市笠原町978番６

茨城県庁選挙管理委員室

３　議　題

⑴　施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について

⑵　第５回定例会の日程等について

⑶　選挙無効請求事件について

⑷　政治団体の設立届出等の状況について

⑸　その他

公　　告

◉公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第５条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第３項の規定により公示する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　測量機関　国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所

2　作業種類　公共測量（修正測量レベル2500）

3　作業終了日　平成27年２月27日

4　作業地域　久慈川水系・那珂川水系（常陸大宮市，常陸太田市，日立市，那珂市，東海村）

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成27年３月19日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字大連寺3311番34，同番62

2　事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字前田1677番地264

髙橋哲治，髙橋博子

訓　　令

（教育委員会）

茨城県教育委員会訓令第２号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年３月19日

茨城県教育委員会委員長　関　　正　樹

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１古河地区磯部第二住宅の項中「県立総和高等学校長」を「県立古河中等教育学校長」に改める。

付　則

この訓令は，平成27年４月１日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも１月 金　３，１５０円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県総務部総務課

電話番号　029（301）１１１１（代）